

## 平成24年度税制改正について

平成24年度改正税法は、年度末での日切れ法案の延長を中心とした第1弾と、消費税率アップ・富裕層への課税強化・相続税の大衆課税化等を目指した第2弾（社会保障と税の一体改革法案）に分離され、第1弾は3月30日に可決成立・4月1日に施行され、第2弾は同じ3月30日に国会に提出されました。

本稿では成立した第1弾のうち、重要度の高いものをピックアップしてお伝えします。

### [個人所得税]

#### ①年間1,500万円を超える給与の課税強化

給与所得は、「収入マイナス概算経費（給与所得控除額）」により算出しています。1,000万円超部分の経費率は従来5%でしたが、この5%控除を年収1,500万円超の部分には認めないこととしました。

適用時期：平成25年分の所得税から（源泉徴収税額は25年1月から改定）。

←—————— 給与の収入金額 —————→

180万円までの部分	360万円までの部分	660万円までの部分	1,000万円までの部分	1,500万円までの部分	1,500万円を超える部分
概算経費 40%	概算経費 30%	概算経費 20%	概算経費 10%	概算経費 5%	概算経費 なし

↑改正点

#### ②給与所得者の特定支出控除制度の拡充

特定支出控除（個別の必要経費を積み上げて給与所得を算出する特例）の要件を若干緩和しました。

- ・支出の範囲に「勤務必要経費（図書・衣服・交際費。上限年間65万円）を加える。
- ・実額経費が概算経費の1/2を超える場合を対象にする。

給与収入400万円のケースでは、年間67万円以上の実額経費が必要です。

適用時期：平成25年分の所得税から。

#### ③短期勤務の法人役員・議員・公務員の退職所得の優遇課税廃止

「勤続年数5年以内」の法人役員等の退職金について「退職所得の1/2課税」を廃止します。短期間に天下りを繰り返すような極端なケースです。

適用時期：平成 25 年 1 月 1 日以降支給される退職金から。

#### ④特定事業用資産の買換え特例の適用要件の厳格化

現行制度を延長しましたが、買い替え資産である「土地等」に新たに次の制限が課されました。

- ・土地の面積は 300 m<sup>2</sup>以上であること。
- ・事務所・事業所・工場・店舗・倉庫・住宅等の施設（福利厚生施設は不可、貸付用は可）の敷地の用に供されるものであること。

適用時期：24 年 1 月 1 日以後の譲渡から

#### ⑤認定「省エネ住宅」に係る住宅ローン控除（新設）

控除率（1%）は通常の住宅ローン控除と同じですが、借入金の上限を 3,000 万円⇒4,000 万円に引き上げます（平成 24 年居住の場合）。

一方、認定「長期優良住宅」に係る所得税額控除（住宅ローンがなくても可能）は縮減されました（控除額上限を 100 万円⇒50 万円に）。

### [贈与税]

#### 住宅取得「資金」贈与の非課税特例（拡充）

現行制度（父母・祖父母からの 1,000 万円の贈与税非課税枠）を延長するとともに、省エネまたは耐震住宅の取得資金の場合は、非課税枠を 1,500 万円に引き上げます。（平成 24 年贈与の場合）

一方、上限がなかった住宅の床面積は最大 240 m<sup>2</sup>に制限されます。

### [法人税]

研究開発促進税制、中小企業者の少額償却資産特例などのおなじみの特例が延長されました。

特定事業用資産の買換え特例の適用要件の厳格化については、個人所得税と同内容です。

### [その他]

#### 国外財産報告制度（創設）

年末において合計 5,000 万円を超える国外財産を有する個人は、国外財産の種類、数量、価額等を記載した国外財産調書を翌年 3 月 15 日までに税務署に提出すべきこととされました（罰則規定あり）。5,000 万円という基準は、現行相続税の課税最低限を勘案したものです。

適用開始：平成 25 年 12 月 31 日における国外財産から。